



SDGs8.7 連合

エグゼクティブサマリー

グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身取引に終止符を

国際労働機関 (ILO)



経済協力開発機構 (OECD)



国際移住機関 (IOM)



国際連合児童基金 (UNICEF)







エグゼクティブサマリー

グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身取引に終止符を

国際労働機関 (ILO)
経済協力開発機構 (OECD)
国際移住機関 (IOM)
国際連合児童基金 (UNICEF)



背景と理論的根拠

国際社会は、持続可能な開発目標（SDGs）の採択によって、2025 年までに児童労働を、2030 年までに強制労働と人身取引を終焉させるとしている。最新の世界推計によると、グローバル・サプライチェーンにおけるものを含め、1 億 5,200 万人の子どもが児童労働に、また、2,500 万人の大人と子どもが強制労働に従事している。持続可能な開発目標ターゲット 8.7 を達成するには、政府、企業、社会的パートナー、金融セクターや市民社会が、こうした人権侵害の根本原因と決定因子に対処するための思い切った対策を打ち出さなければならない。グローバル・サプライチェーンは、経済成長、雇用、能力開発および技術移転を生み出す可能性を有している。にもかかわらず、児童労働、強制労働および人身取引を含む人権侵害やディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の欠如といった問題もグローバル・サプライチェーンに関係している。この文脈において活動するすべてのアクターは、職場におけるこうした人権侵害の問題に確実に対処する責任がある。

本報告書は、8.7 連合の力強い支援を得て、同連合の参加組織である ILO、経済協力開発機構（OECD）、国際移住機関（IOM）、国連児童基金（UNICEF）が共同で行ったグローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働および人身取引に関する調査から得られた結果と結論を伝えるものである。本報告書は、グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働および人身取引の進捗状況を国際機関が測定する初めての取り組みである。

本報告書はまた、2017 年 7 月に行われた主要 20 カ国・地域（G20）労働・雇用大臣会合の閣僚宣言にある、「国際機関は 8.7 連合と協力して、リスクが高い産業分野の認定を含めた、グローバル・サプライチェーンにおける最も悪質な形態の児童労働、強制労働と現代奴隷を撤廃するための行動をどう加速させるか、そして、最も影響が甚大な国におけるキャパシティ・ビルディングをどう支えるかについての提案を包含する共同報告書をまとめるべきである。」という要請に対する回答でもある。さらに、2017 年 11 月にアルゼンチンの首都ブエノスアイレスで開催された

第 4 回児童労働の持続的な撤廃世界会議における宣言が求めている、「特にサプライチェーンに焦点を置いた、児童労働と強制労働とその根本原因の調査…」にも呼応している。

本報告書の目的は、グローバル・サプライチェーンに関連した児童労働、強制労働および人身取引を防止するため、官民双方に向けて政策と実務を広く周知することである。また、このような人権侵害は多面的な性格を持つこと、問題の解決にはスマートな政策ミックスが必要であることも認識する。人々の脆弱性に対処するにあたってのリスク要因や政策介入だけではなく、グローバル・サプライチェーン特有の複雑性が人権侵害を隠蔽し、非公式（インフォーマル）労働や移住労働に関連することについても考察を加えている。

本報告書は 2 部から成る。第 1 部「グローバル・サプライチェーンに関連した児童労働、強制労働、人身取引の理解：問題の規模とリスク要因に関する証拠の検証」は、グローバル・サプライチェーンに関連した児童労働、強制労働および人身取引の規模と多くのリスク要因について経験的証拠を示す。特に、強固な法執行力がない場所では、個人や労働者が社会経済的に脆弱な状況に置かれること、これがグローバル・サプライチェーンのサプライヤーが受ける経済的・商業的圧力と組み合わせあって人権侵害につながり得るプロセスを示す。第 2 部「グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身取引への対応：官民の活動検証」では、政策面の視点を二つ紹介する。第一に、労働者の保護、人権侵害を受ける脆弱性の軽減を目的として規制や法的枠組を実施する国の義務、および、優れた慣行と政策ツールによって救済へのアクセスを提供する義務についての包括的概要を説明する。第二に、グローバル・サプライチェーンにおける責任ある企業行動を促進、動機付けするために必要な、スマートな政策ミックスを提示する。



第一部 グローバル・サプライチェーンに関連した児童労働、強制労働、人身取引の理解：問題の規模とリスク要因に関する証拠の検証

グローバル・サプライチェーンにおける児童労働と強制労働のための人身取引の測定

児童労働や強制労働に従事する総人数について、より正確性を持った推計が可能となっているが、このうちどれだけの人数がグローバル・サプライチェーンに関連した生産・消費に関わっているかを割り出すのは、いまだ大きな課題である。私たちが購入する商品やサービスは、世界中の多くの国々からの投入財から成っており、国や市場を越えて加工、組立、包装、輸送、消費されている。こうした複雑なサプライチェーン、より隠喩的記述表現を用いるならばサプライ「ウェブ（網）」を解析することは難しく、これらに沿って児童労働や強制労働がどこで、どの程度起こっているかを見極めるのは、さらに難しいことである。

ますます増える多様な手法や産業分野ごとの調査は、グローバル・サプライチェーンに関連した生産現場での児童労働、強制労働および人身取引について、貴重かつ地域に特化した洞察を提供している。一部の企業による取組みも、この理解の一助となっている。こうした企業は、独自の人権影響評価や透明性を確保する努力といった観点から、労働権利の侵害リスクを解析しているからである。

本報告書のために行われた実証的分析によって、グローバル・サプライチェーンのどの部分が、地域レベル、産業レベルで、児童労働および強制労働目的の人身取引にとりわけ晒されているかの推定が可能となった。入手できるデータの制約上、グローバル・サプライチェーンにおける児童労働の規模の推定結果の方がより詳細となったが、一方でその方法論は、より試験的な形で強制労働目的の人身取引に対して適用することが検討されるべきである。

本報告書に示された分析は、OECD の国際産業連関表（ICIO 表）のデータと、入手可能な世界 65 カ国の児童労働に関する確率データセット（世界中で児童労働に従事する子どもの推定人数の 50% に相当）を組み合わせることで、グローバル・サプライチェーンに関連した児童労働の規模を判断する上で役に立っており、測定する上で起こる上述の課題の一部を克服している。国際産業連関表は、各国間の中間財および最終商品・サービス取引における金銭の流

れを示しており、ゆえに産業間および国家間の取引の記録や分析を可能にする。同表によって捉えられるこの世界的な相関性は、ある特定の産業の生産財につき、他の国内及び国外の産業にどのように使用されているかを把握できることを意味する。反対に、ある特定の産業にとっては、ICIO 表を使用することで、総生産量の一単位を生み出すために必要となる国内外からの財の投入量を定めることが可能である。

従って、ある製品を生産するために必要な財の総投入量は、ICIO 表を用いて特定することができ、これは直接的でも間接的でも構わない。直接的な投入量は、ある特定の国において、輸出向けの商品・サービスの生産についての特定の産業の貢献度を示している一方、間接的な投入量は、サプライチェーンに沿って生産された輸出向け商品・サービスに組み込まれている他の川上産業の貢献を示す。

ICIO 表と児童労働のデータによって、国内および海外市場向け商品・サービスの生産に、どれほど児童労働が用いられているかの推定が可能である。OECD、ILO、IOM および UNICEF のデータセットが組み合わされるのは初めてのことで、こうした手法がグローバル・サプライチェーンにおける人権侵害の測定に応用されるのも、初めてのことである。

データの制約上、この手法の開発に際し、多くの仮定を置く必要があった。従って、結果の解釈には注意を要する。国内市場と輸出市場間で発生する児童労働の差に関する産業別データがないため、特定の産業（それがグローバル・サプライチェーンの一部であろうとなかろうと）における各生産単位は同じだけの児童労働を用いていると、この手法は仮定する。この仮定は、児童労働が輸出向け生産に偏って集中している産業や国のグローバル・サプライチェーンにおいては、児童労働の過小評価に、また、児童労働が国内向け生産に偏って集中している産業や国においては、過大評価につながることを示唆する。産業別のデータを入手できる国が増えれば、分析結果を正確、かつ最新のものにすることができる。

入手可能なデータが不足しているため、ヨーロッパ、北米とオセアニアは分析に含まれていない点も注意されたい。さらに、公表された OECD の ICIO 表は 64 の経済圏を取り上げる一方、本報告書の著者たち

は、合計 198 カ国を扱う非公表の追加データを用い、より多くの地域を分析や報告に含めて分析を広げた。データの制約上、東アジアや東南アジアの結果についても使用に注意が必要である。

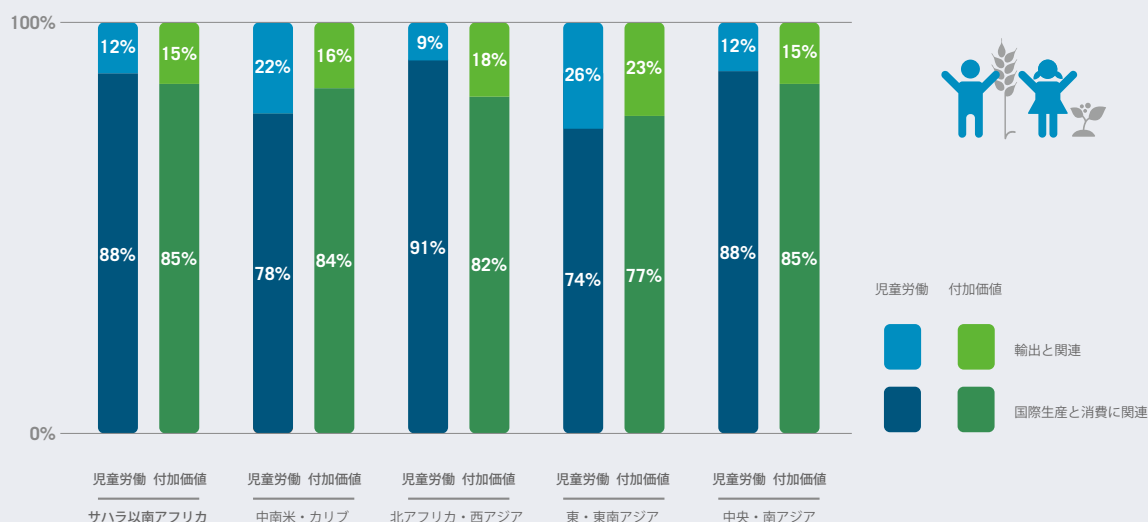
さまざまなセクターに存在する児童労働のうちどの程度がグローバル・サプライチェーンに含まれるかに関して、この分析はあらゆる地域について推定を行っているが、その結果は、地域ごとに大きな差があることを示している。北アフリカと西アジアの児童労働の9%が、直接的または間接的な他の地域への輸出取引のためであると推定されるが、東アジアや東南アジアにおけるこの数値は、2 倍以上高く、26%と推定される。

児童労働に従事している子どもが、国内経済向け生産に関わっている可能性はるかに高いことが分析結果によって明確に示されている一方、こうした子どもがグローバル・サプライチェーンに貢献しているであろう、無視できないリスクも存在する。児童労働に従事している子どもたちが、主として家族ベースの自給自足農業に参与している地域では、相当多くの児童労働が国内生産や消費と関連していると捉えられる。国内消費向け生産と輸出向け生産双方における児童労働に対処することが、SDG ターゲット 8.7 を 2025 年の目標期日までに達成するために不可欠であることは明らかである。

表 1 は、輸出に貢献する付加価値の割合と、国内生産および消費に貢献する付加価値の割合を地域別に比較したものである。各地域の値は、データが入手可能な国の値の合計である。付加価値データを含めた目的は、各地域の児童労働の推定を、状況に当てはめて説明するためである。表 1 によって、どの程度の付加価値が輸出と関連し、またどの程度の児童労働が輸出と関連しているかという点について、地域差があることが示されている。サハラ砂漠以南アフリカ、中央・南アジア、そして北アフリカと西アジアでは、輸出に貢献する児童労働の推定数値は、輸出に貢献する付加価値の数値より小さい。このことは、児童労働の規模がより大きい産業は、グローバル・サプライチェーンに貢献する可能性があまり高いことを意味する。

表 1

輸出向け及び国内需要向け物品・サービスのための児童労働と付加価値の推計、地域別（2015）



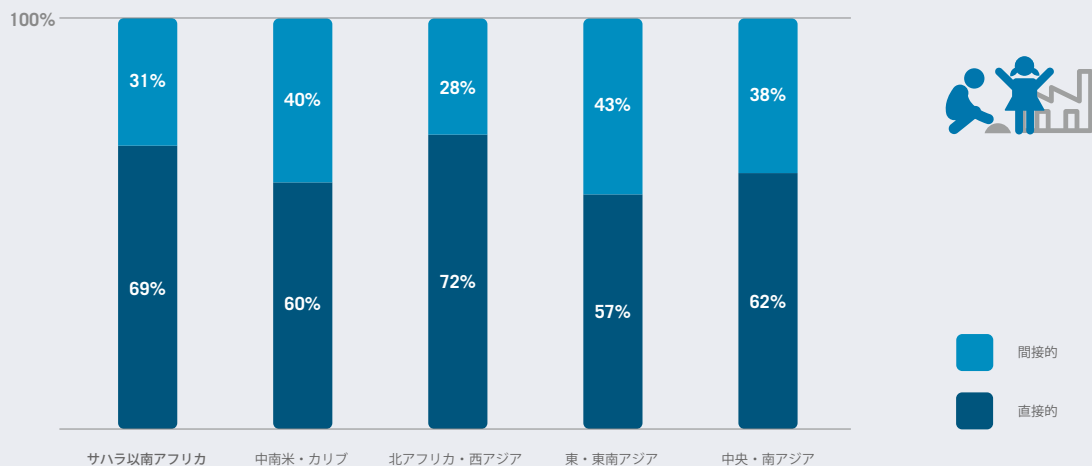
この実証的分析はまた、サプライチェーンのどこに児童労働が集中しているかについての洞察も提供する。表2の結果は、全地域にわたり、輸出に貢献する推定児童労働者数の28%から43%が、サプライチェーンの上流の段階（たとえば原材料採取や農業）を通して間接的に輸出に貢献していることを示している。グローバル・サプライチェーンにおける児童労働に取り組

む努力は、サプライチェーンの下流に属するサプライヤーを超え、原材料の採取や農業といった生産活動といった、サプライチェーンの上流に属する関係者を含めない限り不十分となることが、こうした結果によって明らかにされている。

上述の調査手法は、人身取引対策データ・コラボレイ

表2

輸出向け物品・サービスのための児童労働の推計、直接及び間接、地域別（2015）



ティブ（CTDC）および8.7 連合の強制労働世界推計のデータを、地域ごとの分布の代用データとして用い、グローバル・サプライチェーンにおける強制労働目的の人身取引を分析するために再現された。表3は、輸出に貢献する強制労働目的の人身取引の割合についても、地域差が大きいことを示している。すべての地域において、輸出部門に存在する強制労働目的の人身取引の推計は、こうした産業が輸出に貢献する付加価値よりも少ない。このことは、強制労働目的の人身取引の規模がより大きい産業は、グローバル・サプライチェーンに貢献する可能性が比較的低いことを意味する。にもかかわらず、実際には強制労働目的の人身取引のうちかなりの割合が、グローバル・サプライチェーンに貢献している。グローバル・サプライチェーンにおける人身取引のリスクをより深く理解し、対処するには、産業レベルのさらなる分析や比較が必要なのである。

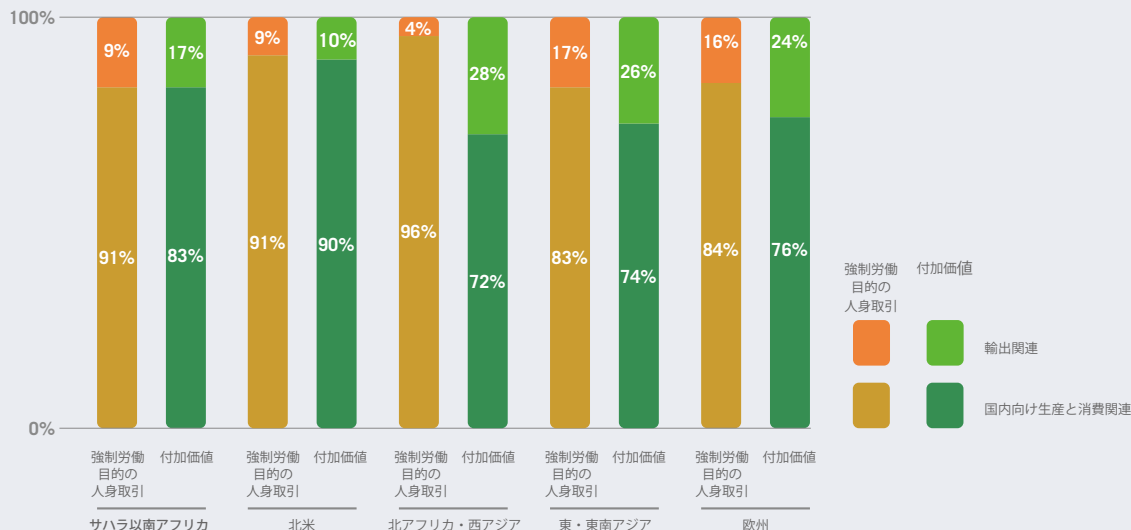
結論としては、グローバル・サプライチェーンにおけ

る児童労働の広がりの特徴をより明確に理解するため、また、強制労働目的の人身取引の分析を強化するには、よりタイムリーな、より細分化された国別データが必要である。データに不足があることで、利害関係者が最も差し迫った場面で行動に優先順位を付ける能力が、大きく制限される。

各国政府や国際社会は、児童労働に関するデータ収集の持続可能性を高める取り組みを続けている。ILO、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)およびIOMもまた、国、産業部門レベル双方で、強制労働目的の人身取引の規模を研究、推定する共同の調査ツールを開発中である。

表 3

輸出向け及び国内需要向け物品・サービスのための強制労働目的の人身取引の推計、地域別（2015）



グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働および人身取引に関連するリスク要因

グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働および人身取引は、以下の三つの重要な側面の相互作用に端を発していることをエビデンスは示している。

- (1) 違反の余地を生み出す制定法、法執行および司法アクセスのギャップ
 - (2) 個人や労働者が直面する社会経済的圧力
 - (3) 企業行動および全体的な企業環境
- こうした基本的な労働権の侵害は、包括的な政策対応を要する構造的現象として理解される必要がある。

第一の側面は、国の責任に関わる。 各国は、領土内もしくは管轄区域内の労働者を保護し、責任ある企業行動のための枠組を制定、強化させる義務がある。制定法、法執行および司法アクセスのギャップは、グローバル・サプライチェーンにおける国際労働基準の違反の余地を生み出す。強制労働と人身取引については、関連する条約・勧告のさらなる批准・実施が特に必要である。強制労働に関して、最新のILO レビューによれば、合計 135 カ国に強制労働を定義、非合法化し、処罰を課す法律があるが、その他の国では、強制労働

の問題は部分的にしか扱われていないか、全く扱われていない。人身取引については、多くの国が「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（通称「パレルモ議定書」）」を批准したものの、国レベルでの実施に向けたさらなる取り組みが必要である。UNODC による最新レビューにおいて評価された国連加盟国 181 カ国中 13 カ国で、刑法に人身取引の犯罪がない、または、子どもや性的搾取を目的とした人身取引といった、人身取引の定義の一部の側面のみを犯罪とする人身取引禁止法しかない。児童労働の文脈では、ほぼすべての国が国連子どもの権利条約を批准している。世界中の子どものほとんどが 1999 年の「最悪の形態の児童労働条約（ILO 第 182 号）」で守られ、また、1973 年の「最低年齢条約（ILO 第 138 号）」による保護率は、世界の子どもの 80% に上っている。

しかし、こうした国際基準を国内法化するのは、いまだ大きな課題である。特に懸念されるのは、18 歳未満に禁止されている危険労働の国別リストを採択・レビューする義務の遵守に関し、多くの国が遅れをとっているという事実である。

表 4

グローバルサプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身取引に関するリスク要因



多くの国の状況下において、法執行能力はいまだ非常に限定されている。ILO のさまざまな文献によると、多くの国、特に発展途上国の労働行政システムの人員不足は深刻であり、厳しい予算制約の下で業務を行っている。さらに、複数の調査や ILO 条約勧告適用専門家委員会の意見は、刑事司法と労働過程のあらゆる段階でさまざまな能力が必要であると指摘しており、こうした能力不足は、合計規模の推定数と有罪判決の数との間に非常に大きな差を生み出している。

最後に、労働、社会福祉、女性と子ども、司法、貿易および外交等を所管する政府のさまざまな省庁間の一貫した政策措置や連携の不足は、こうした複雑な人権侵害に対処する上で直面する課題を増幅させる可能性がある。大規模に実施できる包括的な解決策を編み出すには、政府一丸となったアプローチが必要である。

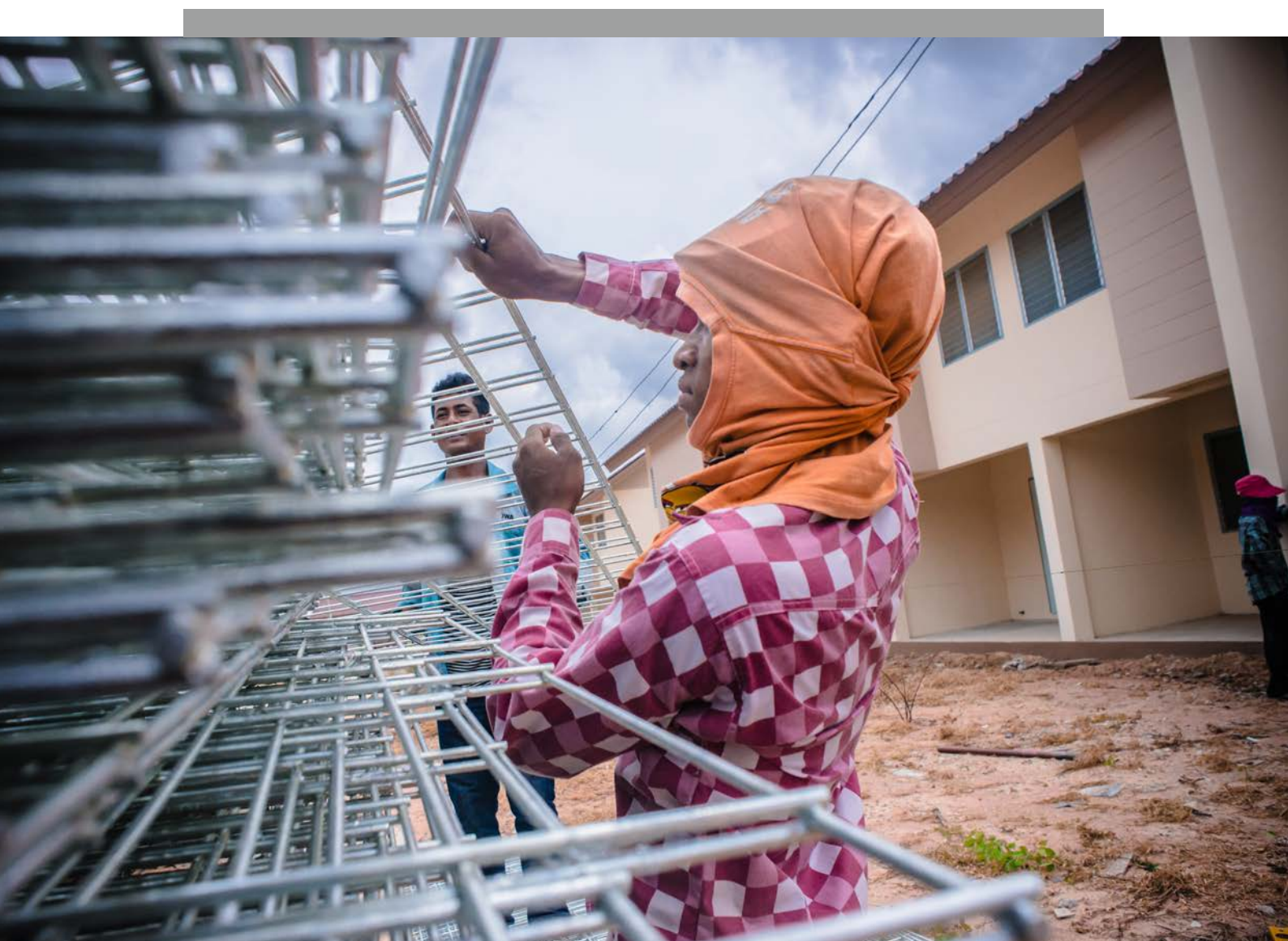
個人や労働者を児童労働、強制労働および人身取引に対して脆弱な状況に置く **社会経済的圧力** は、複数の種類があるだけでなく、それらが相互に補強しあっている。貧困、非公式性（インフォーマリティ）、社会サービスやインフラの欠如、暴力の存在、一定の社会規範、ジェンダーやその他の形態の差別はすべて複合的に働き、人々の生存や持続可能な暮らしのための選択に制限を加える。社会福祉事業の労働力や労働保護の存在

を含むソーシャルセーフティネットの欠如は、こうした圧力を激化させ、結果的に人々が虐待的または自尊心を傷つけるような仕事であっても、これを断ったり辞めたりすることをさらに難しくする。社会経済的圧力は、家族が自らの子どもの労働に依存しない状態をより困難にし、または高リスク・強制的な形の信用取引に頼らざるを得ない状態に追い込む可能性がある。こうした圧力は、人々がより良い機会、あるいは、より単純に生き残ることができる暮らしや生存を求めて移住するという決断を助長する可能性もある。そうした移住の旅は、たとえば移住者が悪質な求人仲介業者や密輸業者に頼ったり、人身取引される危険性に自らをさらしたりして不正かつリスクの高い手段を使わざるを得なくなるなど、それ自体が強制労働や人身取引への脆弱性を深刻化させる。

負の結果は、貧困サイクルや、児童労働、強制労働、および人身取引への脆弱性を強めるのである。

第三の側面は、企業行動と全体的な企業環境に関連するリスク要因に關係する。 仕事における基本的原則及び権利を尊重する責任、とりわけ児童労働、強制労働および人身取引の禁止にかかる認識、能力、方針の公約および行動が企業に欠如している問題も、リスク要因に含まれる。経済的・商業的圧力も、グローバル・サプライチェーンと関連する児童労働、強制労働およ

び人身取引を一部の民間企業に使わせる原因となり得る。このような圧力は、サプライチェーンの種類、地理的背景や組織によって異なるが、価格、費用および生産速度についてサプライヤーが直面する圧力がとりわけ重要であることを、調査は示している。高い非公式性（インフォーマリティ）の度合いに特徴づけられる全体的な企業環境が、政府による検査や、企業による政策やデュー・ディリジェンスの実施に関し、さらなる課題をもたらしている。



第二部 グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身取引への対応：官民の活動検証

第二部では、個人や労働者の社会経済的脆弱性を軽減する政府の行動—児童労働、強制労働および人身取引における重要な「プッシュ」要因—をまず取り上げる。次に、グローバル・サプライチェーンの公的統治、および、企業が自らの事業活動やサプライチェーン全体を通じて児童労働、強制労働および人身取引のリスクに対処することを促すことを目的とした公的対策に関連して、具体的な問題を検討する。最後のパートでは、民間セクターによる取り組みを見直し、企業がグローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働および人身取引の問題に立ち向かうための包括的アプローチとしての責任ある企業行動とデュー・ディリジェンスの実施について記述する。

労働者保護および児童労働、強制労働および人身取引に対する脆弱性緩和のための公的対策

児童労働、強制労働および人身取引の課題に対処するには、関連する基準や条約を十分実施し、国の法令を実施することが最も重要である。技術協力や経験の交換を通じて互いを支援するための、政府間のさらなる努力が求められる。

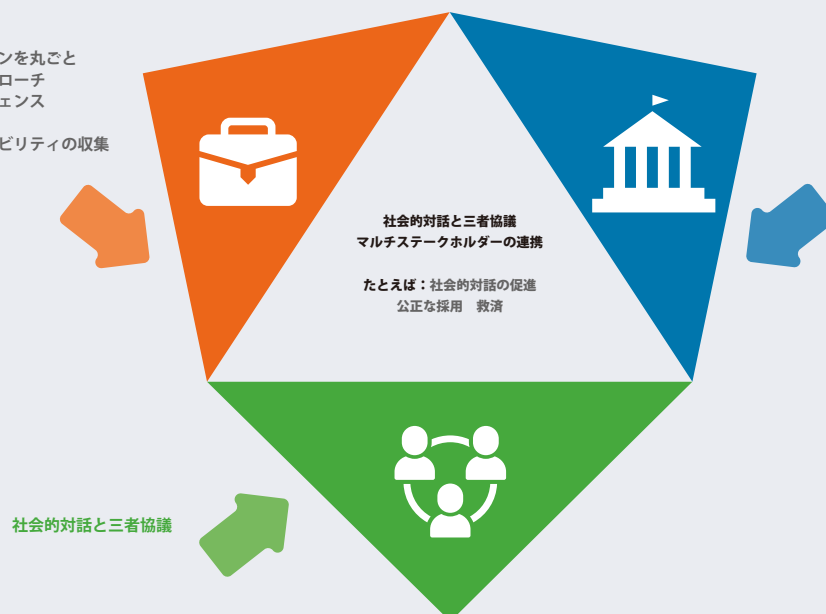
表5
グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働および人身取引への対応

民間企業

- サプライチェーンを丸ごと対象とするアプローチ
- デュー・デリジェンス
- 透明性
- 情報・トレーサビリティの収集
- 購買・調達慣行

政府

- 適切な国際協約や基準の履行と国内法令の執行
- 労働者保護、脆弱な状況の是正
- 企業行動と企業環境のガバナンス



児童労働、強制労働および人身取引は、個人、労働者およびその家族の社会経済的脆弱性に根差しており、そうした脆弱性に対応する未然の防止策は、こうした基本的な労働権の侵害を終焉させる取り組みの出発点として必要である。研究や経験が、児童労働、強制労働および人身取引に対する人々の脆弱性を減少させる上で最も重要ないくつかの政策分野を指摘する。

- 利用可能で無償かつ良質の公教育は、児童労働の代替として、また、成人後にディーセント・ワークへの見通しを向上させることによって貧困サイクルから抜け出す上で不可欠である。「学校から仕事への移行」はとりわけ重要であり、職業訓練や技能育成のような教育機会は、若年層が仕事を探す際、さまざまな機会を増やすことができる。
- 出生登録は、法的なアイデンティティと年齢を特定するのに役立つ。また、子どもが労働するには若すぎるかどうかを判断する上で必要であり、教育等の基本的サービスへのアクセスを促す。
- 利用可能で良質な就学前施設は、主に子どもの世話をしている家族が労働市場に戻れるようにすることで家庭の脆弱性を減少させ、また子どもの世話をする人自身が子供を労働に使わなければならない状況など、子どもが幼いうちから仕事にさらされることを防ぐのに役立つ。
- 社会サービスで働く人々は、労働権の侵害や乱用を防止しこれに対応すること、および、児童労働から子ども排除し、強制労働や人身取引から人々を排除する点において、中心的役割を果たす。社会サービスで働く人々の力が及ぶ範囲を拡大し、技能を向上させ、資金を提供することが不可欠である。
- 子どもが生き伸びるための介入への投資や、栄養・水・衛生、および医療サービス等の基本的サービスへのアクセスは、子どもの健全な成長を確保するために必要であり、貧困の世代間循環からの脱出に役立つ。
- 社会的保護の床を含む、十分な生活水準を保証するより強固な社会的保護システムは、人々を強制労働や人身取引に追いやる、または、家族が生き延びるための策として子どもを働きに出さなければならない状態にさせる脆弱性を打ち消す上で必要である。
- マイクロファイナンスは、脆弱な状況にある家庭が債務による束縛の犠牲にならないための助けとなる。マイクロファイナンスの仕組みを通じて金融市場へのアクセスを得られれば、雇用者、職業仲介者、その他の貸金業者からの借入れによる依存を減らすことができる。信用取引へのアクセスによって、家庭は直面するリスクの幾分かを避けることが可能となる。
- 労働者や雇用者が自身の利益を代表する組織を確

実に結成しこれに加入できること、かつ、団体交渉権を確実に行使できることは、女性や移民労働者といった人々の労働条件の改善や、建設的な労使関係のために不可欠である。さまざまなレベルや形態での社会対話はパートナーの間の信頼醸成に役立ち、サプライチェーンにおける児童労働および強制労働に対するより持続可能な対策を生む。

- 企業の非公式（インフォーマル）から公式（フォーマル）な形態への移行に対する支援は、グローバル・サプライチェーンやその先でコンプライアンスを強化し、持続可能なビジネス慣行を促進する上で重要な戦略である。
- 2018年12月に国連で採択された「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」に則した、安全で秩序ある正規移住の促進は、移民が移動中および目的地でさらされる人権および労働権侵害のリスクを軽減する上で鍵となる。
- 最後に、採用過程での濫用は、強制労働がサプライチェーンに入り込む主要な手段の一つであることから、公正な採用の促進は非常に重要である。国際的な法基準に合致した、労働者や応募者が手数料または採用に関連する費用の負担を求められないような規制の採用・実施を確実にすることは、この文脈において特に重要である。

これらの予防策を最も効果的に行うためには、大規模に実施することが必要である。重要な点は、権利ベースのアプローチの対処策の中心に子どもや労働者を置くこと、そして、こうした人々が置かれている脆弱な状況に対処できるよう包括的な方法を提供することである。

このような政策はもちろん、あらゆる状況で発生している児童労働、強制労働および人身取引に取り組む上で重要であり、単にグローバル・サプライチェーンの中での基本的労働権侵害の問題に対処するためだけのものではない。より広範なアプローチが決定的に重要なのは、これらの侵害に共通する根本的な社会経済的圧力の問題に対処しないままグローバル・サプライチェーンの一部を構成する生産環境の中での侵害だけに注目し、撲滅に注力してしまうと、侵害をグローバル・サプライチェーンに関連しない地域経済の領域に移すだけになりかねないリスクが存在するからである。つまり、どこで発生したかにかかわらず、あらゆる形態の児童労働、強制労働および人身取引を終焉させるという究極的な目標に近づいたことにはならない。グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働および人身取引についての議論は、児童労働、強制労働および人身取引に関するより一般的な議論、あるいはこのような基本的な労働権侵害に対して人々を脆弱な状況に置く一般的な社会経済的圧力の問題と切り離すことができない。

企業行動と企業環境を規制する公的統治手段

児童労働、強制労働および人身取引と闘うための強固な法的枠組みを制定・施行すること、および、個人や労働者をそうした人権侵害に脆弱な状況に置く社会経済的圧力に対処することに加え、政府は、企業が自らの事業とサプライチェーンの中で児童労働、強制労働および人身取引のリスクに対処する行動を確実に実行させる、重要な役割を担う。企業はますます国を越え、異なる規制環境の中で事業を行うようになってきているため、政府によるこの種のガバナンスは特に重要である。

こうした状況の中、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」は、国々が「自国の領域および/または管轄区域に所在・居住する企業が、事業のすべての段階で人権を尊重するという期待を明確に示す」ことを求めている。

政府は、経済における中心的な役割を活かし、企業に責任ある行動を促すための、自由に活用できる広範な政策や規制ツールを有している。多くの政府が、サプライチェーンにおける責任ある企業行動・慣行を可能にする環境を創出する手段を積極的に採用している。

これに関連して、ますます多くの政府がサプライチェーンの透明性とデュー・ディリジェンスに関する法律を採用している。これらの法律は、サプライチェーンを通じて負の影響を及ぼすリスクに対処するための行動について公表するよう、企業に求めている。企業に対する規制は、企業がデュー・ディリジェンスを実施する上で強い刺激となり、企業の経営陣の意識を高める上でも重要な役割を果たし得る。しかしこのような進展は最近始まったばかりであり、潜在的に影響を受けるステークホルダーやコミュニティに対する予期せぬ結果を含め、そうした規制の影響の全容は、まだ明らかになっていない。

政府の行動には、ビジネスと人権について、または、責任ある企業行動についての国別行動計画の採択も含まれる。政策の整合性と一貫性を確保することは、極めて重要である。国別行動計画は、責任ある企業行動のために横断的な政策枠組を提供でき、また、政府内での調整と一貫性を確保する。2019年9月時点で、23カ国が国別行動計画を採択し、4カ国が策定中である。児童労働、強制労働および人身取引に特化した国別行動計画を策定した国もあり、より広範な取り組みの政府間協力を促している。

政府はまた、自身が経済面での行動主体となる場合に、責任あるビジネス慣行のインセンティブを強化する、

あるいは、模範となる行動を取っている。政府は国家所有企業として商品・サービスを調達する際、または企業に対して開発融資や貿易振興支援（輸出信用など）を提供する際に、責任をもって行動し、模範を示して導くことを期待されている。公共の利益を実現し、公的支出の説明責任を確保するのと同様に、政府のこのような取り組みは、児童労働、強制労働および人身取引と闘うための企業に向けた政策の正当性を高める。

同時に、政府の貿易投資政策は、グローバル・サプライチェーンを決定付け、形成する。貿易政策や貿易協定は、政府がグローバル・サプライチェーンにおいて国際労働基準を促進する上で、長年、重要な手段としての役割を果たしてきたが、その影響力は増大している。たとえば2019年半ばの時点で、労働に関する条項を含む貿易協定は85本あり、効力を有する地域の貿易協定総数の三分の一に及んでいる。政府はまた、企業が責任ある行動を取るよう期待することを示す文言を、貿易政策に含める行動をより頻繁に取るようになっている。最近では、投資協定において、労働基準や責任ある企業行動により焦点が集まる趨勢が見られる。

責任ある企業行動のための主要な三つの国際的な文書の中で、救済の重要性が認識されている。グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働および人身取引の犠牲者に対する効果的な救済へのアクセスの提供は、政府が市民を企業にかかわる人権侵害から守る義務に該当する。その意味で、司法的および非司法的な救済手段を提供することは、責任ある企業行動を可能にする環境創出の一環である。

国際的な文書は、救済へのアクセスを確保するために高い基準を設定している。救済に関する基準が、児童労働、強制労働および人身取引の具体的な状況の中でどのように法令遵守に影響しているかの評価は、さらなる発展が必要な分野の認定に役立つであろう。G20の国々は、救済へのアクセスを提供する仕組みを強化する取り組みを、さらに進めるべきである。一例をあげると、OECD 多国籍企業ガイドラインの下で設置された、責任ある企業行動のためのナショナル・コンタクト・ポイント（NCP）への支援がある。そして、そうしたNCPが効果的に機能するために必要な支援や注目を、政府内で確実に得られるようにし、必要に応じて、NCPが利用できる財源や人的資源の評価を行うべきである。

要約すると、近年、非常に多くの政府の措置がこの分野で行われてきたことが明らかになっている。企業行動と企業環境を規制するためのこうした公的統治手段は、異なるさまざまな政策ツールや政府機関からの支援に頼ってきた。政策の一貫性を推進し、実施されるあらゆる対策の効果が最大限、確実に発揮されるためには、国レベルでのさらなる取り組みが必要となる。政府がグローバル・サプライチェーンにおける責任ある企業行動を促進するためにどのようなツールを選択するにしても、最も効果的な手法は、一般的に企業、

政府、労働組合や市民社会といったさまざまな当事者を含む、複数の利害関係者の協力を必要とする。政府は児童労働、強制労働および人身取引の根本原因に対処するため、積極的に関与し、また、企業や産業を協働のために動員する力を行使することもできる。こうした問題の複雑な特性、そして利害関係者が共に協力して対処する必要性が認識される。

また、国内あるいは複数の国にまたがってさまざまな期待が広まると、グローバルに事業を展開している企業に課題をもたらし、サプライチェーンを児童労働、強制労働および人身取引から確実に解放することを目指した政府の措置のインパクトを弱める可能性がある。この点で、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する期待に関して統一性や明瞭性を推進していくことは重要である。既存の国際基準および政府が支援するガイダンス・ツールは、デュー・ディリジェンスについての共通理解を提供すると共に、すべての行動主体が確実に同じパラメーターを用いて行動することに貢献することができる。



労働の権利および人権のための責任ある企業行動

企業がグローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働および人身取引の問題に取り組むためには、包括的なアプローチを通じた責任ある企業行動とデュー・ディリジェンスが適切であるという強いコンセンサスがある。他方、このコンセンサスを実行に移すためにはまだ多くの課題がある。

国連の「ビジネスと人権の指導原則」、ILO の「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」、および OECD の「多国籍企業ガイドライン」を含む責任ある企業行動についてのあらゆる政府間基準は、企業が自らのサプライチェーンにおける児童労働、強制労働および人身取引に対処するための枠組みとしてデュー・ディリジェンスを確立する。これらの基準はすべて、過去 20 年間に企業行動から発生した労働の権利・人権に関するリスクー児童労働、強制労働および人身取引を含むーに対処する上で、何が効果的であり、何が効果的でなかったかについての結果を反映している。企業もまた、こうした権利侵害の基盤にある体系的な問題は、企業単独、またはセクター単独では対処できないことを認識しつつある。この状況の中で、デュー・ディリジェンスは、サプライチェーンを丸ごと対象としたアプローチを伴い、予防的であり、害悪の可能性や深刻度に応じて比例的に用い、優先順位をつけることができ、企業のリスク管理および意思決定の一部をなしており、また、利害関係者との継続的なかわりから情報を得るプロセスを含む。

児童労働、強制労働および人身取引に関連したデュー・ディリジェンスについて考察する時、サプライチェーンの複雑性と、こうした侵害の隠蔽・秘匿されがちな性質は特に関連性があり、サプライチェーンにおけるビジネスアクター、また企業の人権に対する実績について必要な情報を集めることに、いくつかの課題を突きつける。問題の「見えにくさ」は、企業と直接契約関係にない可能性のあるサプライヤーへの潜在的な影響力行使の欠如によって、一層助長される。

こうした問題の複雑性に鑑みると、企業が事業分野全体で整合性のとれた行動を確実に実施するために、自らの内部プロセスを強化する必要がある。たとえば、調達・購買部門と、人権リスクに対処する部門（CSR 部門など）との間の調整が必要である。ますます多くの企業が、自らのビジネスモデルや購買慣行の中で問題に取り組む方法を模索している。一例をあげると、サプライヤーと長期契約を結ぶこと、また、すべての生産コストを賄う支払代金を確保することである。

企業同士の関係についての情報を取得し、サプライ

チェーンのさらに上流におけるコンプライアンス状況を監視するため、最近の趨勢にはトレーサビリティまたは企業による加工流通过程（Chain of Custody）の管理認証のためのツールの利用が含まれる。これには、企業が単独で実施する場合と、産業またはマルチステークホルダーによるイニシアチブを通じて実施する場合の両方がある。新技術、たとえば分散型台帳技術（ブロックチェーンなど）をトレーサビリティに適用する実験もますます増えている。サプライチェーンの中の管制塔（コントロールポイント）として活動している中流サプライヤーとの関与も効果的であると示されている。コントロールポイントの機能を果たしている企業は、消費者やエンドユーザーに近い部分に位置する企業よりも、自身のサプライヤーやサプライチェーンのさらに上流にある企業関係がよく見えているし、影響力を有している。鉱業セクターは、この方法のケーススタディを提供している。

児童労働、強制労働および人身取引を評価することは、その隠匿されがちでしばしば違法とされる特性のため、企業がビジネスパートナーを見つける以上に困難となり得る。

過去 20 年の教訓によれば、社会監査は侵害を発見する上で有益であるが、こうしたツールは具体的なリスクに適した形でデザインされる必要があることを示している。たとえば、影響を受けた利害関係者が意味のある方法で評価プロセスに関与する方法がある。これに関連して、労働者主体の社会的責任プログラムは、一つの可能性となりうる。

サプライヤー評価を実施する人員の専門知識レベルも重要であると示されてきた。最後に、企業はサプライヤー評価を非常に重視してきたが、サプライヤーに対する継続的な監視は相対的に不足している。グローバル枠組み協定やより改善された苦情申立制度は、潜在的にこのギャップを埋めることができるツールである。

移民労働者は採用の過程で、海外で働くための多額の支払いをしばしば求められる。

移民労働者が強いられる債務は、特にグローバルな採用チャンネルにおいて顕著であり、強制労働と人身取引に対する労働者の脆弱性を高める。「雇用者が支払う（employer pays）」原則は、職を探す労働者が採用の費用を支払うべきではないというもので、この原則にコミットする企業が増えてきている。

しかし、採用に関連するネットワークは非公式かつ複雑であり、労働者による支払を阻止したり、救済を提供したりすることは、依然として困難な状況である。デュー・ディリジェンスの過程において意味のある社会対話を確実にすることについては、貴重な経験が蓄積され続けているものの、引き続き重要な課題である。多国籍企業と国際産業別労働組合組織（GUFs）が直接交渉し、策定した国際枠組み協定の数も増加している。これらの協定は、結社の自由と団体交渉を促進する可能性があり、多国籍企業の子会社やサプライヤーで働く労働者の組織化を支援できる。このことにより、児童労働、強制労働および人身取引に関して存在する体系的リスクに対して、懸念を提起できる地元の労働組合を確保できることにつながる。

児童労働、強制労働および人身取引の複雑性、およびグローバル・サプライチェーンのさらに上流の生産工程においてこうした問題に対して緊急に対処する観点から考えると、企業間、そして利害関係者間双方で、協力の重要性はさらに増大している。協力は、問題の根本原因に対処しようとする既存の局地的解決策に企業行動が統合されることの確保を促す。同様に、協力は個々の企業が直面する、費用や影響力の制約といった問題の対処にも役立つ。協力が実際に行われている場合に重要なのは、政府が支援するデュー・ディリジェ

ンスの推奨の動きとの整合性を取ることで、ベストプラクティスとの整合性確保や計画横断的な認識の共有を支援することである。

上記の点についてのエビデンスと経験は、政府・ビジネス・社会的パートナーがグローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働および人身取引の問題に取り組むための政策ツールを指し示す。そこで、本報告書は、マルチステークホルダーの共同アクションによってSDGターゲット8.7を達成するための、より広範で加速した取り組みのために重要な助言を提供する。

定義

児童労働は、子どもから幼少時期、潜在的能力や尊厳を奪い、肉体的・精神的発達を損なうあらゆる仕事を指す。児童労働は、ILOの1973年「最低年齢条約（第138号条約）」、同1999年「最悪の形態の児童労働条約（第182号条約）」、および国連の「子どもの権利条約」によって定義されている。

強制労働はILOの1930年「強制労働条約（第29号条約）」において「処罰の脅威によって強制され、また、自らが任意に申し出たものでないすべての労働」と定義されている。**児童労働および強制労働の測定**については、国際労働統計家会議の基準に従っている。

人身取引は国連の「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」において「搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは脆弱な立場に乗ずることまたは他のものを支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭

若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受することをいう。搾取には、少なくとも、他のものを売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属または臓器の摘出を含める。」と定義されている。

本報告書で用いた経験的証拠において、**グローバル・サプライチェーン**とは消費またはさらなる生産工程への投入財として国境を越えて供給される商品・サービスを指す。サプライチェーンに関する言説においては、サプライチェーンの異なる部分を説明するために複数の用語が用いられている。本報告書では、「上流」を原材料生産に最も近い部分で発生するサプライチェーンの生産工程、「下流」を小売に最も近い部分で発生するサプライチェーンの生産活動を正確に説明するために用いた。



www.Alliance87.org

 Alliance8_7

#Achieve87

